## 大口町告示第13号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、告示の日から1週間(ただし、大口町の休日を定める条例(平成元年大口町条例第19号)第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。)産業建設部維持管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月1日

大口町長 鈴木 雅博

## 町道路線の供用開始

路線番号	路線名	区間	供用開始
3 8 4	町道	萩島二丁目2番地先から	平成31年3月1日
	上小口84号線	萩島二丁目82番地先まで	
9 5 6	町道	外坪二丁目6番1地先から	平成31年3月1日
	外坪56号線	外坪二丁目65番1地先まで	

